

令和 8 年熊本県地震に伴う DPAT 活動状況

令和 8 年 8 月 17 日 18 時 30 分現在

令和 8 年 7 月 28 日 16 時 30 分、熊本県を震源とする最大震度 7 の地震が発生しました。震度 7 を観測した地域は、宇城市および氷川町です。

DPAT 事務局では、発災と同時に DPAT 事務局本部を立ち上げ、熊本県との連絡および被害状況の情報収集を開始しました。また、同日 17 時 15 分に九州ブロック、17 時 24 分に全国の日本 DPAT へ待機を依頼し、22 時 04 分に第 1 陣となる 10 隊の派遣を決定しました。

●活動状況の概要

令和 8 年 8 月 17 日までの主な活動状況は、次のとおりです。

- 派遣決定通知を発出した日本 DPAT：計 78 隊分
- 8 月 17 日時点の活動隊延べ数：338 隊（7 月 28 日から 8 月 17 日までの各日活動隊数の累計）
 - 7 月 28 日：10 隊
 - 7 月 30 日：19 隊
 - 7 月 31 日：15 隊
 - 8 月 4 日：第 3 陣 12 隊
 - 8 月 7 日：第 4 陣 15 隊
 - 8 月 17 日：第 4 陣追加 7 隊
- 発災後、被災した精神科医療機関に対し、患者搬送、受入調整、物資支援、復旧後の戻り搬送等を実施
- 8 月 1 日以降、保健師や DMAT 等の他医療チームと協力して、複数の避難所等における精神保健医療ニーズ情報がスムーズに挙がるようなシステムを構築し、服薬継続や入院等の医療の介入の必要性の有無を判断する等、迅速に介入を行っている。
- 8 月 4 日以降も被災した精神科医療機関への病院支援を継続
- 支援者支援について、DOHAT や精神保健福祉センター等の関係機関と連携し、J-SPEED を活用したニーズ把握と必要な支援への接続を実施
- 避難所等からの個別の支援要請に対し、相談・診察等を継続
- 県外の日本 DPAT から熊本県 DPAT・地域の精神保健医療福祉体制への段階的な移行を進めている
- 8 月 21 日に熊本県 DPAT 研修を実施する予定

1. DPAT の派遣・活動体制

熊本県では、7 月 28 日 18 時 14 分、県庁内に熊本県 DPAT 調整本部を設置し、県内精神科医療機関の被害状況や支援ニーズの把握、患者搬送および物資支援の調整を開始しました。

7 月 29 日以降、DPAT 事務局本部、熊本県 DPAT 調整本部、活動拠点本部および地域指揮所による Web 会議を連日開催し、医療機関の被害状況、患者搬送、物資支援、避難所支援等に関する情報共有と活動方針の確認を行っています。

7月31日には、避難所等における精神保健医療ニーズの増加を見込み、熊本県を除く九州、中国、四国、近畿、中部および関東の各ブロックに追加派遣を依頼しました。

8月1日には、被害の大きかった宇城地域に「宇城地域保健医療福祉 DPAT 指揮所」を設置し、熊本県 DPAT 調整本部、県南地域の活動拠点本部および地域指揮所による活動体制を整備しました。

その後も日本 DPAT および DPAT インストラクターの派遣調整を継続しています。8月16日には、熊本県 DPAT 調整本部から日本 DPAT の追加派遣および DPAT インストラクターの派遣依頼があり、必要な派遣調整を行っています。

一方、現地の状況を踏まえて活動規模の縮小と熊本県内の体制への移行も進めており、8月20日には宇城地域保健医療福祉 DPAT 指揮所、8月21日には八代地域保健医療福祉 DPAT 活動拠点本部を閉鎖する予定です。

2. 精神科医療機関への支援

発災後、複数の精神科医療機関において、停電、断水、浸水、設備の損傷等が確認されました。

DPAT は、熊本県、DMAT、消防、熊本県精神科病院協会、県内外の精神科医療機関等と連携し、入院患者の安全確認、現地での状況評価、転院先の確保、患者搬送、物資供給等の支援・調整を行いました。

一部の医療機関では、多数の入院患者を複数の医療機関へ分散して搬送しました。DPAT は、患者の状態に応じた搬送方法や受入先を調整するとともに、医療機関の復旧後は、避難・転院した患者を元の医療機関へ戻すための搬送調整および受入支援を行いました。

8月14日までに戻り搬送は終了し、発災直後から続いていた大規模な患者搬送・戻り搬送を中心とした病院支援は、一つの区切りを迎えました。

今後も、必要に応じて被災した精神科医療機関の診療機能や支援ニーズを確認し、関係機関と連携して対応します。

3. 避難所および地域における活動

医療機関の緊急的な搬送対応が進展した後は、活動の重点を避難所や地域における精神保健医療活動へ移しています。

8月1日には宇城・県南地域の避難所等を巡回し、8月2日には県南地域において23か所を巡回しました。個別相談については、精神状態や服薬状況を確認し、継続的な経過観察、かかりつけ医への連絡、医療機関への受診・入院調整等を行っています。

8月4日以降も避難所支援を継続し、必要に応じて相談・診察に対応しています。8月10日には、初診・入院が可能な精神科医療機関の情報を更新するとともに、地域指揮所へ支援に関するリーフレットを配布しました。

8月15日以降も、避難所における他の医療支援の診察依頼への対応や、避難所等から支援要請に対して、個別に相談・診察等の対応を継続しています。

活動縮小後も必要な支援が途切れないよう、関係機関との連絡体制の整理と周知を進めています。

4. 支援者に対する支援

避難所支援や被災者対応に当たる保健師、自治体職員、医療従事者、福祉関係職員等についても、疲労やメンタルヘルス上の支援ニーズが確認されています。

DPATでは、保健所、市町村および関係機関と連携し、支援者の健康状態や支援ニーズを確認するとともに、必要な支援体制の調整を行っています。

8月4日には、J-SPEED「健康チェック」の入力を再周知するとともに、レスパイトケアに関する情報を各隊へ共有しました。

その後、関係団体から寄せられた支援者支援の相談について、DOHATや精神保健福祉センター等と連携し、J-SPEEDを利用したスクリーニングを実施して、必要な対象者をDPATにつなぐ体制を整えています。

また、医療機関で勤務する支援者への支援に対する依頼にも対応しています。

5. 今後の活動方針

8月17日現在、発災直後の大規模な患者搬送を中心とした活動から、地域における精神保健医療活動、被災者・支援者のメンタルヘルスケア、熊本県内の支援体制への移行を中心とする段階に入っています。

今後は、熊本県DPAT調整本部を中心として、次の活動を進めます。

- 避難所および地域から寄せられる個別の精神保健医療ニーズへの対応
- 服薬継続、継続通院および必要な医療機関への接続支援
- 被災者および支援者のメンタルヘルスケア
- 関係機関との連絡・情報共有体制の整理
- 県外日本DPATの活動規模の段階的な縮小
- 熊本県DPATおよび地域の精神保健医療福祉体制へのDPAT活動の引継ぎ
- 8月21日に予定している熊本県DPAT研修の実施
- 宇城地域指揮所および八代地域活動拠点本部の閉鎖に向けた調整

県外の日本DPATによる活動については、9月を目途に熊本県内DPATおよび精神保健医療福祉体制へ引き継ぐ方針で調整を進めています。

DPAT事務局は、引き続き熊本県、厚生労働省、関係自治体および関係機関と連携し、被災地域における精神保健医療活動を支援してまいります。